

武蔵村山市における総合型地域スポーツクラブの設立に向けて

－報告書（抜粋）－

平成22年12月

武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会

－目次－

はじめに	・・・ 1
I 総合型地域スポーツクラブ設立の推進の背景と武蔵村山市の状況	・・・ 2
1 総合型地域スポーツクラブ設立の推進に係る国及び東京都の状況	
2 武蔵村山市における状況	
II 総合型地域スポーツクラブの必要性と設立に向けての方策	・・・ 4
1 総合型地域スポーツクラブの必要性	
2 武蔵村山市における総合型地域スポーツクラブの設立数及び区域	
3 活動拠点となる施設並びに事務所及びクラブハウス	
4 クラブの特徴	
5 設立に向けての人材について	
6 他分野との連携	
7 学校施設開放について	
8 今後の展開について	
III まとめ	・・・ 8
おわりに	・・・ 10

はじめに

当検討委員会では、先進スポーツクラブの視察を含め、10回にわたり、武蔵村山市における総合型地域スポーツクラブの設立の必要性等について、本市の現状を踏まえて、市民各層からの意見、また、平成21年度に体育指導委員連絡協議会が検討した意見等の報告書を参考に、多角的な協議を重ねてきた。協議の結果、当検討委員会として一定の結論を得たことから、ここにその内容を報告するものである。

I 総合型地域スポーツクラブ設立の推進の背景と武蔵村山市の状況

1 総合型地域スポーツクラブ設立の推進に係る国及び東京都の状況

平成12年9月、文部科学省（旧文部省）がスポーツ振興基本計画（10年計画）を策定した。この中では、生涯スポーツ社会の実現と、できるだけ早期に成人の定期的（週1回）スポーツ実施者の率を50%に引き上げることが政策目標の一つとなっており、総合型地域スポーツクラブはその拠点となるべく、全国的に展開することが期待されている。

東京都は、国の基本計画を参考にして、平成14年7月、東京都スポーツ振興基本計画を策定した。この計画では、総合型地域スポーツクラブが生涯スポーツ社会の拠点となるべきことが期待されており、平成25年までには、各区市町村に1～2の地域スポーツクラブの設立を、平成28年までには、都内100以上の設立を目指しており、各区市町村に対し、総合型地域スポーツクラブの設立を推進している。

2 武蔵村山市における状況

市においては、国や都の動きに基づき、総合型地域スポーツクラブに関する情報収集や市民へのアンケート等を実施し、本市における総合型地域スポーツクラブの必要性を検討した。

また、武蔵村山市体育指導委員連絡協議会が、平成20年度から、総合型地域スポーツクラブについて調査、検討し、平成21年11月に、研究報告書を教育委員会に提出した。

研究報告書には、本市でも総合型地域スポーツクラブを設置していく必要性は高いとしており、今後、推進するために、(1)活動、拠点エリアについて、(2)人材の発掘について、(3)行政の支援について、設立検討委員会を設置し、調査、検討する必要があるとしている。

平成22年3月には、武蔵村山市における総合型地域スポーツクラブの設立

に関する必要な事項を調査検討する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ設立
検討委員会を発足した。

II 総合型地域スポーツクラブの必要性と設立に向けての方策の検討結果

1 総合型地域スポーツクラブの必要性

既存の各種自主グループの活動は、特定の種目に限定され、独立して活動しているために、多少のグループ間の交流はあったとしても、基本的には、個々のグループでの活動となっているのが現状である。

その活動の拠点としては、公共施設を利用しており、そのサービスを楽しむのは、その団体等、一部のグループに限られている。

そのようなグループは競技性が非常に高く、誰もが気軽に活動に参加できるクラブは、ほとんど存在していない。

また、気軽に参加できるスポーツ等の事業としては、総合体育館や市民会館で行われている教室や講座に限られている。

そこで、市民がそれぞれの興味や目的に応じて、気軽にスポーツ等の活動に親しむことのできるクラブを設置し、地域のスポーツ振興や新たなコミュニティ形成など地域で果たす公共的な役割を担うクラブが必要であると考えます。

2 武蔵村山市における総合型地域スポーツクラブの設立数及び区域

文部科学省策定のスポーツ振興基本計画では、「中学校区程度の地域での総合型地域スポーツクラブの定着」を最終目標としている。

本市の中学校区をみると、広域にわたっている中学校区があることから、中学校区及び小学校区の区域で1クラブ以上が設立されることが望ましい。

ただし、区域によっては、総合体育館や市民会館など、市民が気軽に参加できるプログラムが充実している施設があるので、そのような施設がある区域では、総合型地域スポーツクラブの設立は向かない。そのため、総合型地域スポーツクラブの設立区域については、地域の状況を見ながら、設立の可能性を検討する必要がある。

具体的には、平成24年度までに、最低1クラブ以上の総合型地域スポーツ

クラブを市内に設立することを目標とし、当面は東南地区（市立第四中学校区及び市立小中一貫校村山学園校区）を対象として検討する。

3 活動拠点となる施設並びに事務所及びクラブハウス

身近な生活圏を活動範囲と考えると、活動拠点となる施設は、学校施設が望ましい。また、学校施設だけでなく、その地域にある公共施設も活用する。

クラブの運営に係る事務等を行う場として、最低限のスペースは確保する必要がある。活動拠点を学校施設中心に考えると、学校の空き教室を活用して事務所を設置することが望ましいが、学校の教室は、児童数等による変動要因が大きいため、確保することは容易ではないことが考えられる。

よって、学校又は地域の公共施設等の敷地内に事務所を確保することが望まれる。

また、クラブハウスは、クラブ会員やクラブに興味を持った者が気軽に立ち寄り、地域住民の憩いの場、情報交流の場として必要である。

しかし、事務所同様、学校や地域の公共施設に余裕のある教室や部屋がないため、会議室や談話室等を備えたクラブハウスを将来的に整備することが望まれる。

4 クラブの特徴

住民が自ら企画・運営に携わり、会員や参加者から費用を集め、クラブの運営を行っていく。参加者が自由に参加できる多彩なプログラムを提供する。プログラムについては、スポーツに限らず、文化的、趣味的な活動も含めて総合的なレクリエーション活動としてとらえることが望ましい。

5 設立に向けての人材について

クラブの運営には、マネジメント能力がある者、スポーツ等の指導ができ

る者など、人材が必要である。総合型地域スポーツクラブの設立に向けて当面は、地域の団体とのつながりが豊富な体育指導委員がけん引しながら、地域の実情に応じた体制を整えていくべきである。

市民の活動については、自主的に自治会や子供会、PTA等の地域の有志が活動している実績がある。また、平成19年度からは、児童の放課後の居場所づくりという目的で「放課後子ども教室」が現在6校で実施されている。

教室には多くの地域の人たちが、学習アドバイザー及び安全管理員として活躍している。これらを見ても、地域に貢献したいという人が多く存在していると見受けられる。また、総合型地域スポーツクラブについての理解、認知度が低いので、地域説明会等を実施し、より多くの人たちに理解してもらうことにより、関心を持つ者、人材となる者が発掘できるものとする。

6 他分野との連携

総合型地域スポーツクラブは地域における自主的な活動を目的としているが、対象となる地域の子どもや大人、高齢者、障害者に関わる事業はほかにもあり、関係部署との情報交換や事業提携などを調整する必要がある。

具体的には「放課後子ども教室」に代表されるような、学校と地域と保護者と協働しての活動に関して、同じような趣旨の事業が、同じ場所で展開すると、地域の人材の取り合いになるために、関係各所と連携を取り、協働することが望ましい。また、体育指導委員や体育協会、地域で既に活動している団体に協力を求め、総合的な協働ネットワークを構築することを目指す必要がある。

7 学校施設開放について

地域では、多くの自主グループが組織されており、体育施設や学校施設、地区会館、公民館や集会所などを拠点として活動している自主グループが存在し、多くの市民が活動している。

施設を利用する場合、登録をし、施設を予約利用しているが、現状では多くの登録団体があるために、新規に登録したとしても、利用日の確保は困難な状況である。

特に、学校施設は地域の活動施設として、地域スポーツの普及と振興のため、あるいは子どもの遊び場として開放されているが、その利用方法については改善点も指摘されている。

総合型地域スポーツクラブのような新しいクラブが新規に参入しても、既存の団体と平等に、効率的に利用できるよう、学校施設や公共施設の時間帯や利用区分など仕組みを見直す必要がある。

8 今後の展開について

総合型地域スポーツクラブは、地域の住民による運営を目指すものではあるが、その成否はもちろん住民自身の意識と実践にかかっている。しかし、活動施設や事務所の確保など、地域の住民では解決できない問題点があることから、設立に向けては、行政の積極的な支援のもと、今回の報告書を具体化する設立準備委員会を設置する必要がある。

Ⅲ まとめ

全10回の委員会における審議を通しての課題・提言等を列記しておく。

- (1) 地域のスポーツ振興や新たなコミュニティ形成など、地域で果たす公共的な役割を担う総合型地域スポーツクラブが武蔵村山市に必要である。
- (2) 平成24年度までには、最低1つ以上の総合型地域スポーツクラブの設立を目標とする。当面は市の東南部（市立第四中学校及び市立小中一貫校村山学園校区）にクラブを設立することを目標とする。
- (3) 活動拠点としては、学校施設や公共施設を活用する。クラブの運営に係る事務等を行う場として、最低限のスペースを確保し、将来的には、クラブハウスの設置を望む。
- (4) 住民が自ら企画・運営に携わり、地域のコミュニティの構築を目指すためには、スポーツに限らず、文化的、趣味的な活動も含めて総合的なレクリエーション活動としてとらえることが望ましい。
- (5) クラブ設立に向けて当面は、体育指導委員がけん引する。地域説明会等を実施し、より多くの人たちに認知してもらい、理解者、協働者を増やすことが必要である。
- (6) 設立・運営については、対象となる地域の子どもや大人、高齢者、障害者に関わる事業を行っている関係各所と連携・協働することが必要である。

- (7) 学校体育施設においては、既存団体の多くが既に利用していることから、多くのグループが利用できるよう、また効率的に利用できるように、施設の利用区分、時間帯、申込み方法などを見直す必要がある。
- (8) 設立準備委員会を設置し、事務所や活動場所の提供及び設立に向けて、引き続き行政の積極的な支援が必要である。

おわりに

総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会では、武蔵村山市に総合型地域スポーツクラブの設立に向けて協議を重ねてきた。武蔵村山市のスポーツ環境の充実と地域コミュニティの進展を願い、市内に一つでも多くの総合型地域スポーツクラブが設立され、一人でも多くの市民がクラブに参加し、より明るく健康な生活が実現することを希望する。